

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県岡山市南区当新田444番地7
名称 株式会社カロスアウラ
代表取締役 吉國 光和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和2年1月1日

許可の有効年月日 令和6年12月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(分別・圧縮・梱包)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

分別 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず(ガラスくずに限る。)(これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
以上3種類

圧縮 廃プラスチック類、金属くず(これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
以上2種類

梱包 廃プラスチック類(これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 廃プラスチック類の分別・圧縮・梱包

設置場所:岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1

設置年月日:平成15年6月18日

処理能力:20t/日(10時間)

(2) 金属くずの分別・圧縮

設置場所:岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1

設置年月日:平成15年6月18日

処理能力:2.5t/日(10時間)

(3) ガラスくずの分別

設置場所:岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1

設置年月日:平成15年6月18日

処理能力:24t/日(10時間)

【以下裏面に記載】

3. 許可の条件

中間処理を行う場所は、岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1（面積：3,409.99m²）に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年1月1日 新規許可

令和2年1月24日 変更届（名称、住所及び代表者の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無